

産業廃棄物処分量許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業
代表取締役 須田哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

高崎市長 富岡 賢治

複製厳禁

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年 月 日 平成 29年 5月 23日

許可の有効期限 平成 34年 5月 22日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

高崎市内一円（産業廃棄物の発生現場内に限る。）

（駐機場所：群馬県前橋市富士見町赤城山宇下横道332番1の一部）

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [408t/日]

がれき類 [736t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のためなし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 24年 5月 23日 新規許可

平成 29年 5月 23日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

複製厳禁